
令和6年度第2回練馬区入札監視委員会

（令和6年11月22日（金）：午後2時00分～午後4時00分）

- 1 開催日時 令和6年11月22日（金）午後2時00分～午後4時00分
- 2 開催場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
委員 委員、委員、委員
区 総務部長、経理用地課長、施設管理課長、施設整備第二課長、建築担当係長、
西部公園出張所長、土木部管理課長、学校施設課長、子育て支援課長
- 4 議事
 - （1）前回議事概要の確認（資料1）
 - （2）審議案件
令和6年度前期入札案件の参加資格設定経過等について
 - ・審議資料（抽出案件一覧）（資料2）
 - ・工事契約一覧（資料3）
 - ・物品契約一覧（資料4）
 - ・委託等契約一覧（資料5）
 - ・設計・測量等契約一覧（資料6）
 - （3）報告事項
令和6年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7、8、9）
 - ・令和6年度前期契約等件数（資料7）
 - ・令和6年度工事等の入札不調一覧（資料8）
 - ・指名停止措置等について（資料9）
 - ・入札制度の見直しについて（資料10）
 - （4）その他
次回開催日程について
- 5 会議の内容

（委員）

皆様そろわれたので始めるが、よろしいか。

それでは、ただいまから令和6年度第2回入札監視委員会を開催する。

本日の進め方は、手元の次第に沿って進めるが、よろしいか。

（異議なし）

（委員）

それでは、次第に沿って進めたい。

<前回議事概要>

（委員）

初めに、令和6年度第1回の本委員会議事概要についてご確認をお願いします。
議事概要のホームページでの公表の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

議事概要のホームページでの公表の取扱いについて、説明する。

従来から、発言内容のうち、審議案件の抽出理由、事業者の個別情報に関わる場所、予定価格非公表の案件における予定価格、落札率、積算方法など、今後の契約事務の執行方針に関わる部分は非公開としている。

また、各委員の発言の場所について、各委員の名前についても従前どおり記載せず、「委員」とのみ記載する。

（委員）

議事概要については、1か所の訂正があるということによろしいか。

他に意見、訂正がなければ、指摘箇所を訂正のうえホームページへの掲載をお願いします。

（事務局）

対応する。

<審議>

●案件1～9 案件抽出理由について

当番委員が抽出理由を説明

（委員）

次に、審議案件に入る。

令和6年度前期入札案件の抽出については、資料2に抽出案件の一覧が用意されている。
それでは、当番委員の委員から、抽出理由の説明をお願いします。

（委員）

資料2をお目通し願いたい。

審議案件一覧の上から順番に抽出理由を説明する。

1番、工事一般65、練馬区立大泉南小学校トイレ改修工事である。

抽出理由としては、別のトイレの改修工事では落札率が大体90%前後になっているが、当該案件のみ落札率が98.99%と高くなっているため、その理由はなぜなのか確認したいということで抽出した。

2番、工事一般74、練馬区立田柄中学校既存校舎等解体工事である。

解体工事については、別の案件も同じように落札率が低くなっている。今回の案件も79.72%ということで、予定価格の積算等に何か課題はないのか、その理由を確認したい。
また、いずれも予定価格よりも相当低い価格になっているということで抽出した。

3番、工事一般121、練馬区立中村小学校プール改修工事である。

落札率が100%になっている理由を確認したい。

4番、工事特命随契1、電気設備修繕工事（単価契約）である。

特命随意契約ではあるが、落札率が●●%と低くなっているので、その理由を確認したい。

通常、特命随意契約では100%に近い落札率となる例が多いため、当該案件の落札率が低くなっている理由が何か知りたいということで抽出した。

5番、設計・測量特命随契7、地籍調査である。

4番の案件と同様、特命随意契約にもかかわらず落札率が低くなっている。落札率が●●%ということで、何か理由があるか知りたいということで抽出した。

6番、委託指名1、令和6年度土木部車両の運行管理委託（単価契約）その2である。

類似案件では、車両運行の予定価格が●●万●●円になり、契約金額が1万8千円で、落札率が●●%になっている。

この件は予定価格●●万●●円で設定して、契約金額が1万8,900円、落札率が●●%になっている。

予定価格の設定の違いや落札率の違い等、その理由はどういうことかを知りたくて抽出した。

7番、委託一般75、練馬区立小中学校等におけるPCB含有機器調査業務委託（前期）である。

委託内容が分からないため、どのような調査をしているのか。また、同様の業務委託があるが、その案件の落札率が●●%になっている。一方、当該案件は落札率が●●%で、積算等に課題はなかったのか、その理由を確認したいということで抽出した。

8番、物品一般2、ファン付きベストおよび付属品の購入である。

類似案件も落札率が●●%になっている。特別な物品ではないと思うが、落札率が高い理由を確認したいということで抽出した。

最後に9番、物品指名66、アップライトピアノの購入である。

落札率が●●%と低くなっているので、その理由を確認したいということである。

以上である。

（委員）

審議の進め方だが、案件ごとに事務局から経過等について説明していただき、その後、各委員より質疑、意見等をいただきたい。

それでは、最初の案件について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

まず、資料の取扱いについて、説明する。

資料については、非公表としている情報、予定価格等の記載があるため、委員会終了後、資料については事務局で回収することについて、あらかじめご了承をお願いします。

また、所管課の皆様についても、それぞれの審議が終わり退室される際には、席上の資料は持ち帰らないようお願いする。

所管課の皆様には、録音の都合上、発言が終わった際はマイクを一旦お切りする形でお

願います。

【案件1】

練馬区立大泉南小学校トイレ改修工事

（事務局）

資料2-1をお願いします。

審議案件1番、練馬区立大泉南小学校トイレ改修工事についてである。

本件は、大泉南小学校のトイレ老朽が著しいことから、東西2系統のトイレ改修工事およびバリアフリートイレまでの経路について段差解消工事を行ったものである。

まず、入札結果について説明する。

1ページ、公告書をご覧ください。

本件は予定価格が2千万円以上5千万円未満の建築工事であったため、練馬区建設等工事の入札参加資格等に関する要綱に基づき、共同運営格付けがB、C、Dランクの区内事業者を対象に予定価格の事前公表の制限付き一般競争入札を実施し、契約したものである。

工事の内容であるが、2ページ、項目27「工事概要」に記載のとおり、校舎西系統のトイレ改修、校舎東系統の洋便器化工事、北西昇降口の段差解消工事等を行っている。

3ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

入札には9者から応募があった。2者不参、4者辞退、応札した3者のうち、株式会社ブショーアーバンネットが4,418万円、税込み4,859万8,000円、落札率98.99%で落札した。抽出理由について説明する。

別のトイレ改修工事（50番、53番、58番、60番）では、落札率が90%前半になっているが、当該案件のみ落札率が高いのはなぜか、その理由を確認したいとのことである。

なお、50番の案件は、練馬区立豊玉小学校トイレ改修工事であり、予定価格は6,564万8,000千円、契約金額は税込み6,010万4,000千円、落札率が91.55%である。

53番の案件は、練馬区立石神井中学校トイレ等改修工事であり、予定価格は7,240万7,500円、契約金額は税込み6,782万6,000円、落札率は93.67%である。

58番の案件は、練馬区立大泉学園小学校トイレ改修工事であり、予定価格は6,270万7,700円、契約金額は税込み5,746万700円、落札率91.63%である。

60番の案件は、練馬区立大泉西小学校トイレ改修工事であり、予定価格は5,088万3,800円、契約金額は税込み4,649万5,900円、落札率は91.38%である。

落札率等は、資料3の7ページから8ページに記載があるため、後ほどご確認いただきたい。

次に、当該案件のみ落札率が高いのはなぜかという点について説明する。

本件は予定価格が4,909万3,000円と、先ほど申し上げた今年度の学校トイレ改修工事の建築工事としては最も低い価格となっている。

工事概要でも説明したが、本工事は東西2系統の改修工事を行うことであり、他のトイレ工事については1系統である。その点において工事内容に違いがある。

施工においても、7ページ、特記仕様書1.6、「備考」の7番目に「校舎東系統のトイレ改修および昇降口段差解消工事は夏季休暇中に完了させ、改修したエリアの部分使用

（契約約款第33条）を承諾すること」という要件があった。そのため、応札した事業者としては、価格を下げづらい側面があったのではないかと推測している。

工事の概要について、7ページから12ページに特記事項をつけているため、参照いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

この件について質問、意見等があればお願いします。

（委員）

理由として、他の案件は1系統のトイレ改修が、当該案件では2系統になっているということ、特記事項に記載がある利用等についての制約があることの2つの要因により応札価格が低くならなかったという理解でよいのか。

（施設整備第二課長）

その2点について、応札価格が高くなった要因として大きいと考えている。

その他に、トイレが小規模という点も他の学校に比べて予定価格が下がっていることに影響している。

（委員）

工事の難しさは、最初から予定価格に織り込んでいるものか。

（施設整備第二課長）

織り込んでいる。

（委員）

本件について、トイレの規模が他校と同程度であり、部分利用に制約がない工事であれば、低い価格でも応札できたと推測できるという理解か。

（施設整備第二課長）

部分利用の制約以外については、従来どおり実施しているトイレ改修工事である。

今回は2系統のうち1系統は、工期的な制約があり、夏休み中の人手の確保等を見て、手間暇がかかると事業者が判断したと認識している。

（委員）

繰り返しの質問となるが、従来の工事内容であれば他の案件と同様に落札率が90%になっていたとのことである。工事内容、難易度を積算に反映していると説明があったが、どのような基準に基づき積算しているのか、本件の応札価格が下げにくかった理由について、再度、説明してほしい。

（施設整備第二課長）

東京都財務局の積算基準に基づいて、積算している。

その中で、1系統工事、2系統工事といった工事内容により、事業者の積算過程の中で差異が出ているという認識である。

（施設管理課長）

先ほどの施設設備第二課長の説明に加えて申し上げると、実際の工事の難易度は、工事エリアが狭ければ狭いほど難易度が増すということである。

それを、積算で適正に予定価格に反映しているが、施工者の立場から見たときに、区の想定した以上に工事の難易度が高いと判断し、そのリスクを考慮して高い金額で応札したということも推測される。

（委員）

発注側として、工事内容および難易度を含めて積算したが、受注側としては、施設的に狭いことに加え、工事の難易度が想定以上に高いため、応札価格を下げにくい要因があったという理解でよいのか。

（施設管理課長）

そのとおり。

（委員）

他に何かあるか。

他にないようであれば、この案件について適正に執行されていると結論づける。

【案件2】

練馬区立田柄中学校既存校舎等解体工事

（事務局）

資料2-2をお願いします。

審議案件の2番、練馬区立田柄中学校既存校舎等解体工事についてである。

本件は、建築から64年経過した田柄中学校校舎の改築を行うに当たり、既存校舎および付属棟の解体を行う工事である。

まず、入札結果について説明する。1ページ、公告書をご覧ください。

本件は予定価格4億円を超える解体工事である。項目5番「入札参加条件」に記載があるが、2者を構成員とした建設共同企業体を結成する案件として、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を行っている。

建設共同企業体の第1順位の事業所は、解体工事業種を練馬区に登録をしている区内、区外の事業者で、区内事業者は共同運営順位が200位以内であること、経営事項審査における解体の総合評定値が700点以上であること、区外の事業者は共同運営順位が100位以内であること、総合評定値が1千点以上であることを条件としている。

第2順位の事業者は、区内事業者のみで共同運営順位、総合評価値を有していることを条件としている。

工事内容について説明する。3ページをお願いします。

項目27「工事概要」に記載があるが、既存校舎、付属棟および外構の解体工事およびこれらに伴う機械・電気設備撤去工事となっている。

5ページ、入札（見積）経過調書詳細（工事）をご覧ください。

入札には4者から応募があった。応札した4者のうち、阿世知・金房建設共同企業体が2億9,770万円、税込み3億2,747万円、落札率79.72%で落札した。

抽出理由について説明する。

解体工事は、75番、83番も同様に落札率が低くなっている。予定価格の積算に課題がないか、その理由を確認したいとのことである。

75番の下田少年自然の家解体工事は、予定価格は3億2,028万7,000円、落札額2億7,214万円、落札率84.97%、83番の旧平和台授産場解体工事は予定価格6,617万2,700円、落札額5,320万7,000円、落札率は80.41%である。

これらの落札比率の資料は、先ほどと同様、資料3の10ページ、11ページに記載があるため、後ほど参照いただきたい。

予定価格の積算について説明する。

本件の予定価格は公共工事積算単価により積算を行っていることから、適切に積算されていると考えている。

次に、解体工事について落札率が低くなっている理由および予定価格の積算に課題がないかという点について説明する。

解体工事は、工事で使用する重機等の機材の費用が含まれた積算を行っている。

一方で、事業者によって使用する重機を所有している等、建築工事と比べて経費の圧縮を図りやすいといった面があるため、これまでも落札率が低い傾向となっていた。そのため、最低制限価格を割り込み失格となる事業者が出るといった課題があった。

このような課題を踏まえて、令和5年4月から東京都の最低制限価格算定基準に合わせて練馬区でも改正を行い、最低制限価格の見直しを行っている。

これにより、解体工事が他の工事と比較して経費の圧縮を図りやすいといった事業者の実情を踏まえた価格が有効な札となるように工夫して入札を行っている。

最後になるが、工事の概要の特記事項を9ページ、10ページにつけているため、参照いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

この件について質問、意見等があればお願いします。

（委員）

解体工事は公共工事の積算に従い予定価格を算定している。ただ、解体工事は、重機の関係で安く落札される傾向があるため、説明では令和5年4月に最低制限価格の見直しを行い、実情に沿った積算に見直したと説明があった。それにも関わらずこのような落札率

となることについて、どう考えているのか。

（経理用地課長）

改正前までは、予定価格に対して各事業者の応札価格が低い状況にあつて、最低制限価格を割り込む状況が続いていた。

最低制限価格を設定する算定基準を、実情に沿った内容に改正したため、最低制限価格をこれまでよりもやや低く設定することになった。そのため、80%程度の落札率が出るようになったということである。

（委員）

公共工事の積算の見直しを行っていないということか。

（経理用地課長）

そのとおり。

（委員）

最低制限価格を改正する前の算定では、本件の落札金額は最低制限価格を下回っていたことということか。

（経理用地課長）

改正前は、相当の事業者が最低制限価格を下回り不調になる、あるいは、応札価格の高い事業者だけとなる状況が続いており、課題として認識していた。

背景としては、先ほどの説明と重複するが、解体工事の単価には重機等の機材の費用が含まれ、重機を自社所有している事業者は、リースよりも価格を抑える幅がある。その部分に関して、積算を相当圧縮しているため、さらに応札価格を下げて応札している状況が分かったことから、東京都にならって最低制限価格の基準を見直した。

（委員）

確かに練馬区でできる対応はそういうことだと考えている。しかし、公共工事の積算方法を見直さない限り、この問題はあまり改善が見込めない。

解体工事の積算の見直しの必要性について見解は何かあるか。

（経理用地課長）

今回、最低制限価格の算定基準を見直すかどうかという点も議論の対象として検討したが、積算価格はこれまで他の工事も同様に行っている。

最低制限価格の基準の設定では、改正内容を公表する方が事業者にとって分かりやすいという点で、このように対応した。

ご指摘については、区として予定価格の設定に課題を感じているが、現状でとれる対応をしている。

（委員）

他にはいかがか。

（委員）

この解体工事は現在進行中なのか。

工事の進捗について、何か問題があるといったことはあるか。

（建築担当係長）

解体工事は現在進行中である。全体的な工事工程を考慮すると現在5割程度の進捗となっている。また、工事に支障をきたす大きな問題は生じていない。

（委員）

他にはあるか。

先ほどの説明では、重機の機材費により応札金額の変動幅が大きくなっているとのことだった。

建物の解体では、廃材の処分費が相当な額になっているのではないかと思う。解体の廃材については適正に処分したという証明書の提出があれば、発注者としてはそれで責任を果たしている。しかし、工事施工側としては処分方法によっては、処分費用を安くできる可能性もある。

その点について懸念があり、証明書の提出以外に適切に処分されていることを確認する方法はあるのか。通常は適正に処分したという証明書の提出があつて、それをもって確認が終了になってしまうと思う。

（施設整備第二課長）

産業廃棄物処理については、東京都建設リサイクルガイドラインの定めがある。区としては適正に処分するという観点から、運搬処理および処分場の許可証、請負契約書の写し等も確認した上で適正に処理していることを確認している。

（委員）

書面で確認するしかないということか。

（施設整備第二課長）

現場において、実際に適正な車両が搬入されているか、積込み状況を適宜、監督員が確認しており、記録として写真等も提出されているため、実効性は担保されている。

（委員）

承知した。廃材処分も適切に行われており、処分の方法が不適切なため価格が安くなっている訳ではないと理解した。

他にないようであれば、予定価格については、継続して検討していただくことを前提として、この案件についても適正に執行されていると結論づける。

【案件3】

練馬区中村小学校プール改修工事

（事務局）

資料2－3をお願いする。

審議案件3番、練馬区立中村小学校プール改修工事についてである。

本件は、経年劣化した練馬区立中村小学校のプール槽および付属棟等の改修工事を行ったものである。

次に、入札結果について説明する。1ページ、公告書をご覧ください。

項目5番「入札参加条件」に記載しているが、本件は予定価格5千万円以上、1億円未満の建設工事であったため、練馬建設等工事の入札参加資格などに関する要綱に基づいて、共同運営格付けがA、B、Cランクの区内事業者を対象に、予定価格事前公表の制限付き一般競争入札を実施し、契約したものである。

なお、公告書上段に記載のとおり、本件は総合評価方式により入札を行っている。

工事内容である。2ページをお願いする。

項目27「工事概要」に記載があるが、プール槽内および甲羅干し改修工事、囲障壁改修工事等を行った。

3ページ目、入札（見積）経過見積調書詳細（工事）をご覧ください。

入札には4者から申込みがあった。1者不参、1者辞退、応札した2者のうち、株式会社日立コーポレーションが5,104万8,000円、税込み5,615万2,800円、落札率100%で落札した。

先ほど申し上げたが、本件は総合評価方式により入札を行っている。そのため、応札価格としては2番手の会社の方が応札価格は安い、施工能力評価点を考慮した場合、価格面での逆転が生じている。

抽出理由について説明する。

落札率が100%になっている。その理由を確認したいというところである。

まず、資料の12ページの右下の歩道仮設断面図をご覧ください。

本件の工事はプール槽内の改修を行うものであるが、施工内容に、敷地外にある道路への仮設設置、道路に面した外壁フェンス基礎塗装部分のアスベスト撤去およびアスベストが含有されている脆弱部の撤去工事が含まれている。

施工に当たって、道路に飛散防止のための養生やバリケードの設置を行う必要があり、道路使用に係る協議を区の土木部および警察と協議する必要があるといった、他のプール改修工事にはない内容が含まれている。

そのような手間がかかる点があったため、本件落札事業者は、予定価格と同額であれば実施してもよいと判断し応札したものと考えられる。

結果として、施工能力評価点が高く、価格点を含めた総合点が次点の事業者を上回ったため、100%での落札となった。

工事内容は、7ページから12ページまで添付しているため、ご確認いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

今の説明では、予定価格が公表されているため、予定価格であれば応札する意思のある事業者が応札したという理解でよいのか。

（事務局）

そのとおりである。

公告書の1ページ目の項目9番に予定価格を公表している。

（委員）

他に質問、意見はあるか。

（委員）

この件については、単純なプール改修工事ではなくて、道路への仮設設置やアスベストの撤去を含んだ工事であり、通常のプール改修工事とは違うということは理解した。

入札経過調書では、2番手の応札価格が4,960万円であり、落札事業者の応札価格は約5,100万円である。応札価格だけで判断した場合、2番手の事業者が安価だが、総合評価の結果として、予定価格と同額で応札した事業者を落札事業者としたということである。

どのような案件で総合評価方式を適用し入札を行う判断をするのか、その基準について説明していただきたい。

（事務局）

総合評価方式を適用する案件について、どのような基準で案件を選定しているかというご質問だが、総合評価方式を行う理由として、技術力等を評価する必要がある工事に適用する面のほか、区内の地域に貢献している建設事業者を適切に育成していくという観点で行っている。

そのような点で、総合評価方式を適用する案件はどういうものが適切か、工事所管とも調整しながら検討を行い、一定数定期的に出てくる案件を考慮している。建築工事に関してはプールの改修工事を総合評価方式の案件としている。

（委員）

技術力、事業者育成の観点からプール改修工事は総合評価方式の案件としているということは理解した。

今回、応札があった2つの事業者の中で、応札価格は高いが、技術力を含めてその事業者を落札事業者とした方が、区としては安全かつ適切な工事が見込めるという判断から落札決定したとの理解でよいのか。

（経理用地課長）

総合評価方式の制度についてのご指摘かと思う。

総合評価方式の考え方は、先ほどの事務局の説明のとおりである。総合評価方式は、委

員のご指摘のとおり、応札価格、これまでの工事成績評定点、配置予定技術者の保有資格や従事実績、地域貢献といった項目を総合的に点数化して、総合点が高い事業者を選ぶ制度である。

3ページを見ていただくと、日立コーポレーションは応札価格の下に総合点の記載があり、総合点24点となっている。次点は総合点が21.5点のため、当該事業者が1位になっている。

一方、価格点について、日立コーポレーションは予定価格と同額のため、0点となっている。次点は2.5点である。価格点2.5点と技術点19点の合計点でも24点と差があるため日立コーポレーションが落札したという仕組みになっている。

（委員）

総合評価方式の制度は理解した。

価格点、施工能力評価点の合計が日立コーポレーションは24点、森成建設が21.5点のため、日立コーポレーションを落札事業者としたという理解でよいか。

（経理用地課長）

そのとおり。

（委員）

他に質問はあるか。

（委員）

プール改修工事は、それほど難しい工事ではないという感覚がある。

当該工事に価格だけでなく、技術点を含める総合評価方式を適用する判断に至ったのはどのような理由か。

（施設整備第二課長）

改修工事は、新しく建てる工事とは異なり、既存の配管等の調査をした上で、既存のルートを活かした改修を行うかといった判断に加え、今回はアスベストの撤去も含んでいる。

改修工事特有の難しさがあるため、新しく施工する工事に比べ、配管のルートとの調整、所管部署との調整というところでは技術力を要するものと認識している。

（委員）

これも本当に門外漢の考えだが、先ほどの学校校舎解体工事は解体が最終目標だが、近隣の騒音問題等、対応に困難を要する問題があるのではないかと思う。解体工事が総合評価方式ではなく、プール改修工事が総合評価方式ということが腑に落ちない。

（事務局）

解体工事は総合評価方式にふさわしい技術力を要する案件ではないかというご指摘だが、まず、総合評価方式の施工能力評価点は業種ごとに過去の工事实績の成績評定点を勘案し、

点数をつけるという仕組みにしている。

先ほど、総合評価方式を適用する案件は、一定数定期的に出てくる案件を対象としていることを説明した。委員からご指摘があった解体工事は、それほど多くの件数が出る案件ではないため、施工能力評価点につかない事業者が出てくる。そうした場合、施工能力評価点がつく事業者とそうでない事業者間で相当な点数差が生じる事態となる。そのような点を考慮しながら案件を選定している。

（委員）

他にないようであれば、この案件についても適正に執行されていると結論づける。

【案件4】

電気設備修繕工事（単価契約）

（事務局）

資料2-4をお願いします。

審議案件4番、電気設備修繕工事（単価契約）についてである。

本件は、練馬区立の公園に設置されている照明等の電気設備を良好な状態に保ち、安全な施設利用を確保するために電気設備の修繕を行う工事である。

1ページ、特命随契見積調書をご覧ください。

本件は東京都電気工事工業組合練馬地区本部と特命随意契約を行っている。

業務内容は、5ページの工事設計書の設計概要に記載のとおり45工種の単価契約となっている。工種は7ページ以降に説明をつけており、蛍光ランプ取替工事等を行うものである。

抽出理由について説明する。

特命随意契約であるが、落札率が●●%と低くなっている理由を確認したいとのことである。

まず、本件の予定価格であるが、東京都建設局発行の積算基準に基づき所管課において予定価格を積算している。

特命随意契約であるが予定価格は公表せず、経理用地課が見積りを取得している。そのため、予定価格と契約額に差が生じるといった結果になっていると考える。

また、本件の業務内容は、先ほど7ページから8ページに工種の説明をつけているが、部品の取替工事が多くを占めている。部品の仕入れ等で事業者が工夫する余地が大きく、落札率が低くなったものとも推測している。

なお、当該組合とは令和5年度以前も特命随意契約を行っているが、概ね●●%から●●%程度での契約が多くなっている。

業者指定理由書を3ページにつけているため、ご覧いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

この件について質問、意見等があればお願いします。

（委員）

過去とほぼ同様の落札率とのことだが、見積りは経理用地課でやっているのか。

（事務局）

契約にあたっての事業者からの見積りの取得は経理用地課で、予定価格の積算は事業所管で行っている。

（委員）

そうした場合、当初の予定価格の設定は所管から積算で算定されたものか、経理用地課に見積りを参考に予定価格を設定しているのか、どうか。

（西部公園出張所長）

予定価格は、所管で東京都建設局の積算基準に基づき積算している。

（事務局）

所管課から経理用地課に契約締結請求があり、予定価格の範囲内で契約締結をする必要がある。

経理用地課では、事業者が積算できるように仕様書等を示した上で、契約にあたって、改めて見積りを事業者から取得し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を行っている。

（委員）

そうした場合、所管課が予定価格を積算し、経理用地課で当該組合から見積りを取得したとすると、今後も同様の落札率になる可能性があるということか。

（事務局）

資材等で工夫できる余地が多い部分があり、事業者の仕入れ状況等によっては、受けられる金額が変わってくることもあると考えている。

特命随意契約のため、最低制限価格は設けていない。仮に、本件について入札を行った場合は、公共工事の最低制限価格の算定には、中央公契連モデルを使っているため、示されている数式に当てはめた場合、最低制限価格の範囲は●●%から●●%となることが一般的である。そういった点においては、妥当な価格の範囲内に入っていると思っている。

（委員）

これが特命随意契約になっている理由は、資料2－4の3ページの業者指定理由書の中で、指定理由と書いてあるところかと思う。

3ページの下から2行目「緊急時の対応も可能である」ということで、この契約は緊急時の対応だけの契約なのか、700か所以上ある照明器具を全部取り替える工事なのか。

照明器具を全部取り替える工事である場合、緊急性は直接関係ないため、特命随意契約

にする理由があるのか。

（西部公園出張所長）

本件は、公園内の照明灯やトイレの照明、その他の電気設備について不具合等の修繕が必要な場合、その都度、修繕および補修する工事である。

公園が700か所以上あり、公園の照明の不点灯は区民の安全性に影響を及ぼすことから、迅速に対応する必要があるため単価契約としている。

（委員）

推定限度額は●●万円となっているが、単価が●●万円だと●●回ぐらいの出動を予定されているという考え方か。

（西部公園出張所長）

単価契約は、それぞれ工種の内容について単価が決められており、その単価を合計したものが全体の契約金額となっている。実際には、全体として工事を行うのではなく、修繕の内容に応じて、該当する工種の工事を行う。

昨年度の工事実績を見ると、公園の照明灯のランプ交換という工種が一番多くなっている。それ以外には、灯具の器具交換、公園灯のポールに内蔵されているブレーカーの交換が多くなっている。

（委員）

道路補修工事と同じで、組合でやらざるを得ない業者がおり、単独ではできないというのは分かる。

一般的に特命随意契約の落札率は100%に近い数字と考えており、特命随意契約にも関わらず落札率が●●%程度になることは、どのような理由なのか。

多少知識がある人からしたら、その状況に疑問を持つ可能性があるため、工夫ができるのかできないのかは分からないが、その点が課題と考えている。

（委員）

関連するが、毎年継続している案件のため、区が契約実績額を把握しているため、予定価格を算定するときに過去の実績を使うというのは法律上の問題はあるのか。

（西部公園出張所長）

過去の実績を使うというのも算定方法の一つかもしれないが、区としては東京都建設局の積算基準で、他の土木部の工事と同様に積算基準を使用している。その基準に基づいて積算して予定価格を算定する方が適切であると思っている。

（委員）

承知した。

他にないようであれば、この案件についても適正に執行されていると結論づける。

【案件5】

地籍調査（街区境界調査）委託（田柄三丁目ほか地区）

（事務局）

資料2－5をお願いしたい。

審議案件5番、地籍調査（街区境界調査）委託（田柄三丁目ほか地区）についてである。

本件は国土調査法に基づき、街区境界線および街区境界線上の民有地と民有地の境界点を含む街区境界筆界点の明確化を図ることを目的に行っているものである。

街区境界線を明確化することにより、震災等により現地の地形・地物が大きく崩れた場合であっても、ガス、水道等のインフラの早期復旧が可能となるといった効果がある。

1ページ、特命随意契約見積書をご覧いただきたい。

本件は練馬測量設計協同組合と特命随意契約を行っている。

次に、業務内容である。3ページ、業者指定理由書をご覧いただきたい。

地籍調査事業は3か年を標準工程としており、本件契約はその2年目の工程となっている。

抽出理由について説明する。

特命随意契約であるが落札率が低くなっている。その理由を確認したいとのことである。

まず、本件の予定価格は、公益社団法人全国国土調査協会が発行する地籍調査事業費基準書等の積算基準から、所管課において予定価格を算定している。

先ほどと同様になるが、特命随意契約であっても予定価格は公表せず、仕様書等を示した上で経理用地課が見積りを取得して契約を行っているものである。

先ほど、積算基準により予定価格に算定したと説明したが、積算では調査面積や地域差に基づく各種係数により結果が大きく異なる。

積算に用いる係数は、13ページの委託設計書「概要」の積算条件に示している。こちらでも事業者に提示した上で、経理用地課で見積りを取得している。

仮に、今回、地区内の一筆平均面積に変更が1段階変わると、今回の予定価格は●●%程度まで変動する。

なお、地籍調査は令和4年度に調査手法を変更した。本件受託事業者は、調査手法を令和4年度に変えて以降、初めて2年目の業務を受託するため、積算において一部誤りがあった可能性もあると推測している。

本件は特命随意契約のため、最低制限価格の設定はしていないが、中央公契連モデルでは最低制限価格は75%以上で設定するとされているので、契約額としても妥当な範囲で契約していると判断している。

特記仕様書、委託書等は5ページ以降に添付しているため、ご覧いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

この件について質問、意見などがあればお願いします。

（委員）

3か年の標準工程の2年目であり、当該組合と随意契約をしている。積算基準で積算し、見積りを取得しているという状況は、先ほどの電気工事案件と同様である。

事業者側の積算に関して、一部誤りがあったとのことだが、もう一度説明していただきたい。

（事務局）

先ほどの積算部分であるが、経理用地課から見積りを取得する際には、仕様書等をつけて見積り依頼を行っている。

事業者は、委託設計書の設計概要に記載のある積算条件に基づき積算し、見積りを提出していると思われる。本件については、これまでと調査手法を変えているため、事業者の積算の一部に誤りがあった可能性があるかと推測している。

（委員）

委員側としては、落札率が適正なのかという点に注目しているが、解体工事、電気工事、今回の案件に共通するが、同じような問題があって、同様の傾向になっている。その点は修正しようがないのかと思ってしまうが、どうなのか。

積算基準に従い算定しているため、落札率が低くなったとしてもやむを得ないとの印象を受けてしまう。

（土木部管理課長）

過去3年間、同種のものを入札ではなく随意契約で行っているが、この案件だけが特殊な例である。そのため、先ほど申し上げたような推測が成り立つのではないかと考えている。

他の落札率は●●%程度となっており、この案件だけが●●%になっており、昨年の初年度は●●%程度の落札率である状況を鑑みると、今年度は何か手違いがあったのではないかと推測されるところである。

（委員）

そのため、積算の間違いがあったのではないかということにつながるということではないか。本件が特殊のため、昨年とは異なるとのことで承知した。

（土木部管理課長）

基本的には人件費中心の作業内容であり、仕入れという部分がないことから、なおさらそのような事情が推測される。

（委員）

本件は3か年でやる作業だが、前年度が初年度ということで、一般競争入札を行ったのか。

（土木部管理課長）

初年度は一般競争入札を行っており、落札率は●●%である。

（委員）

承知した。

他に何か質問はあるか。

（委員）

資料の14ページに地図を添付してあるが、街区境界調査の目的は、番地同士の境界を調べるという理解でよいのか。

（土木部管理課長）

道路と民有地の境になるため、添付している地図の中でいうと、例えば白く道路が抜いてある部分および白い道路で囲まれた真ん中の民有地の境界の場所の確認である。

（委員）

具体的に何件ぐらい想定されるのか。

（土木部管理課長）

千数百件程度ある。

（委員）

千数百件程度の作業が想定される状況で、組合に所属する区内事業者が組合から指定され、実際に作業するという流れなのか。組合自体が作業を行うわけではないのか。

（土木部管理課長）

組合に加盟している測量会社が、組合の中から指名を受けて作業をすることになる。

（委員）

他に質問はあるか。

ないようであれば、この案件についても適正に執行されていると結論づける。

【案件6】

土木部車両の運行管理委託（単価契約）その2

（事務局）

資料2－6をお願いしたい。

審議案件6番、土木部車両の運行管理委託（単価契約）その2である。

関連として、土木部車両の運行管理委託（単価契約）その1がある。

本件は、土木出張所、公園出張所の土木部車両18台の車両を用いた人員、貨物の搬送、

車両の維持管理などの運行管理業務を委託したものである。

なお、関連の案件その1は土木部車両本庁舎分の9台の運行管理業務の委託となっている。

入札に当たって、単価契約で推定限度額が●●万円以上の委託案件のため、練馬区物品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき9者による指名競争入札を実施している。

それでは、入札結果から説明する。

1ページ、入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

本件は9者を指名した。そのうち、2者不参、6者辞退、応札した株式会社コアズ東京事業本部が税抜き1万8,900円、落札率●●%で落札した。

次に、抽出理由について説明する。

土木部車両の運行管理委託（単価契約）その1では、予定価格●●万●●円、契約金額1万8,000円、落札率●●%となっている。

一方、本件では、予定価格●●万●●円、契約金額1万8,900円、落札率●●%となっている。予定価格の違いおよび落札率の違い等、その理由を知りたいということである。

まず、予定価格の違いについて説明する。

案件その1、案件その2とも、2者から見積りを取得し、令和5年度に受託の実績があった事業者の見積りを予定価格として設定した。

その際、案件その2は、事業者から従業員の確保等の理由から増額した見積りが提出された経緯がある。

業務内容として、案件その2は、4ページから5ページの仕様書をご覧ください。

4ページの下、項目6番に「運転手の待機場所等について」という記載がある。待機場所が、東部土木出張所、西部土木出張所に分かれている。待機場所が2か所あり、それぞれに安全運転管理者を置く必要がある。

仕様書の7ページ、19ページをご覧ください。

案件その2は、運行車両18台となっており、案件その1は運行車両9台となっていることから、人員確保の難易度での差が生じていると思っている。そのため、予定価格として使用した下見積りにおいても金額差が生じていると推測している。

次に、落札率の違いについて説明する。案件その2を落札した事業者に後日確認したところ、受注に強い意欲があったため、応札価格について下見積もり段階から経営努力を行ったといった話があった。

そのような事業者の事情から、落札率が低くなったものと考えている。

最後になるが、案件その2の仕様書は3ページから11ページ、案件その1の仕様書は15ページ以降に添付しているのでご確認いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

この件について質問、意見等があればお願いします。

（委員）

案件その1および案件その2で、事業者からそれぞれ見積りを取った。案件その2に関

しては、待機場所が2か所あるとの説明もなされたが、事業者が本件の受注に強い意欲があったことが落札率が下がった主な理由という理解でよいのか。

（土木部管理課長）

事業者の話としてはそのとおりである。区としても事業者の応札意欲が応札価格を下げる一つの要素であると考えている。

（委員）

他に質問はあるか。

ないようであれば、この案件についても適正に執行されていると結論づける。

【案件7】

練馬区立小中学校等におけるPCB含有機器調査業務委託

（事務局）

資料2－7をお願いする。

審議案件7番、練馬区立小中学校におけるPCB含有機器調査業務委託（前期）についてである。

同様の案件として、資料の10ページにつけている一般77練馬区立施設におけるPCB含有機器調査業務委託（前期）がある。

本件については、従来はPCBを使用していないとされてきた蛍光灯安定器等の電気機器に微量のPCBが含まれている可能性が指摘されていることから、区立施設で使用している全ての照明器具の内部部品にPCBが含有されているかどうかの調査を委託したものである。

まず、入札結果について説明する。

1ページ、公告書をご覧ください。

本件はPCB含有機器の調査業務であることから、3の対象業務種を検査業務または廃棄物処理として、当該業務種に登録のあるAランクからCランクの事業者を対象として制限付き一般競争入札を行っている。

委託の概要は、項目4番「概要」をご覧ください。

練馬区所有施設50施設の照明安定機器等の調査となっている。

3ページ、入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

入札には5者から申込みがあった。1者が辞退、応札した4者のうち、加藤商事株式会社が6,150万円、税込み6,765万円、落札率●●%で落札した。

まず、抽出理由の前段にあるどのような調査なのかという点について説明する。

冒頭も少し触れたが、従来はPCBを使用していないとされていた照明器具にPCBが含有されていないかどうか調査するものである。

なお、従来から含有を指摘されていた照明器具は令和3年度までに調査を終えている。

具体的な調査内容について、5ページの仕様書をご覧ください。

項目6番、調査の方法等の（3）と（4）に記載があるが、照明配置図面を作成した上

で、銘板を目視により、製造社名、製造年月、形式および製造番号等を確認、記録および写真撮影を行い、PCB含有物の有無を確認し、報告書に取りまとめるといった業務になっている。

次に、抽出理由について説明する。

同じ業務内容である練馬区立施設におけるPCB含有機器調査業務委託では、落札率が●●%となっている。一方、本件では●●%となっている。積算等に課題がなかったのか、その理由を確認したいとのことである。

本件の予定額価格設定に当たって2者から下見積りを取得し、より安価な金額を予定価格として設定した。

また、他区における学校調査の契約実績と比較しても1校当たりの金額が低廉であったことから、予定価格は適切であったと考えている。

その上で、17ページをご覧いただきたい。

落札率が●●%となった区立施設のPCB含有調査についても、本件落札事業者が落札している。

既に本件を受注しており、本件の入札状況で次点と応札価格に差が生じているため、区立施設の案件に関して、応札価格を引き下げてまで応札をするという判断はしなかったものと推測している。

改めて、仕様書については5ページから13ページに添付している。

区立施設の入札状況についても17ページから28ページに添付しているため、ご確認いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

本件は、特別な機器は使わず、作業員が現地で現物確認、記録および写真撮影を行うという作業のため、単純に人工による作業という理解でよいか。

（学校施設課長）

そのとおり。基本的に照明器具等を目視し、取り外して、写真撮影し、調査するという単純な作業である。

（委員）

PCB含有調査は、小中学校等の案件および77の区立施設の案件と2つに分かれているが、これは所管課によって分けているのか。

（学校施設課長）

小中学校等の案件は、区立の小中学校、区外にある校外施設が対象である。

学校以外の施設は、土木施設、その他の施設に分けて調査している。

（委員）

入札経過調書で開札日を確認すると、小中学校等の案件の開札日が6月10日であり、区

立施設の案件の開札日が8月29日である。同一業者が落札したとのことだが、先に開札した案件の落札率が低くなっており、後に開札した案件の落札率が高くなっている。

同一業者が落札する場合、単一案件に比べ複数案件の方が作業効率が高まるため、後の案件の落札率が低くなる印象があるが、そのようになっていないことはどのような理由か。

（事務局）

予定価格の積算に使用した下見積りは両案件とも一番低廉な●●の見積りを採用した。

本件は発注所管が異なるため、結果として開札時期がずれている。加藤商事は、本件については、競合他社の動向を考慮しながら応札した。一方、後で開札された区立施設の案件は、本件の開札結果を加藤商事が確認し、自社に価格優位性があると判断して、下見積価格と同額で応札したものと推測している。

（委員）

資料3ページの入札（見積）経過調書詳細（物品）を見ると加藤商事と甲陽興産の応札価格に相当な差がある。この金額差は人件費では説明できないと思う。推測できる範囲で、なぜこのような差が出るのか教えていただきたい。

（学校施設課長）

まずは、●●の下見積りを取った。他区でも同様の調査に関して比較をしたところ、単価の金額にそれほど差がないということで、この見積り自体は特に問題ないと捉えている。

甲陽興産は滋賀県に本店がある会社であり、作業員を関西から履行場所に移動させる必要があるため、このように応札価格が高くなったと聞いている。

（委員）

今の委員の発言も含めて推測すると、最初の6月10日開札の案件は、●●から下見積りを取り、事業者の経営努力により下見積価格からさらに価格を下げて応札した。

2番目の8月29日開札の案件でも、他の応札事業者と比較しても相当安価な価格で落札している。先ほどの説明のように、1番目の案件の落札価格を考慮して、2番目案件は下見積価格で応札したという理解でいいのか。

（事務局）

そのとおり。

（委員）

他に質問はあるか。

ないようであれば、この案件についても適正に執行されていると結論づける。

【案件8】

ファン付きベストおよび付属品の購入

（事務局）

資料2－8をお願いする。

審議案件8番、ファン付きベストおよび付属品の購入についてである。

本件は、学校応援団および学童クラブ等の子育て支援事業従事者の熱中症対策として、ファン付きベストおよび付属品を購入したものである。

ファン付きベストおよび付属品の購入の入札結果について説明する。

1ページ、公告書をご覧いただきたい。

本件は衣服の購入であることから、対象業種を「繊維・ゴム・皮革製品」として、対象業種の登録がある区内事業者AランクからCランクの事業者を対象として制限付き一般競争入札を行った。

購入内容は、項目4「概要」に記載しているとおりベスト、ファンおよび付属品を1,426セット購入するものである。なお、こちらの製品は全て参考品として示しているものであり、事業者があらかじめ区に確認を取った上で他の製品でも納入が可能となっている。

3ページ、入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧いただきたい。

入札には4者から応募があった。1者が辞退、応札した3者のうち、中央衣料株式会社が1,815万1,250円、税込み1,996万6,375円、落札率●●%で落札した。

抽出理由について説明する。

同じ案件である4も落札率が●●%となっている。特別な品物ではないと思うが、落札率が高い理由を確認したいとのことである。

まず、特別な品物ではない理由であるが、5ページの仕様書をご覧いただきたい。

品物は参考品を示しているが、特別なものではない。ただ、項目3「規格」に記載しているが、サイズはSSから5Lまで複数選択が可能であること、項目6「納入場所」において、区立施設168か所への納入を求めている。

7ページに納入先について一覧をつけており、納入先ごとにもサイズおよび数量が異なるといった仕様になっている。

次に、落札率が●●%となっている理由であるが、本件は予定価格の設定に関し、2者から下見積りを取得している。そのうち、より安価な金額を予定価格として設定した。

入札の結果、予定価格以下の金額での応札事業者がおらず、下見積り事業者が下見積価格と同額で落札したため、●●%の落札率となった。

特別な製品ではないものの、納入先、納入先でのサイズおよび数量がかなり多岐にわたる細かい内容であるところから、このような結果になったと考える。

仕様書は5ページから13ページに添付しているのでご確認いただきたい。

説明は以上である。

（委員）

この件について質問、意見等があればお願いする。

下見積りを取ったのは、1者か、それとも他にどこか取ったのか。

（子育て支援課長）

今回、●●と●●の2者から下見積りを取っている。

（委員）

下見積りを2者から取った場合、下見積価格が同額ではなくて多少違っていたのではないかと思います。予定価格設定はどちらの事業者の見積りを採用したのか。

（子育て支援課長）

2者から下見積りを取り、より低価格な事業者の価格を予定価格とした。

（委員）

より低価格というのは●●の下見積価格という理解でよいか。

（子育て支援課長）

そのとおり。

（委員）

承知した。

そうした場合、2者見積りを取り、より低価格を予定価格として設定し、購入数も多いことに加え、学校ごとに指定のサイズおよび数量を配布する必要があることから、下見積り事業者である●●が下見積価格と同額で落札したという理解でよいか。

（子育て支援課長）

そのとおり。

（委員）

承知した。

（委員）

下見積りの2者は応札している2者と全く同じだが、要は●●と●●のそれぞれが下見積りを出して、下見積価格と同額で応札したということか。

（子育て支援課長）

●●が下見積価格と同額か分からないが、●●に関してはご指摘のとおりである。

（委員）

承知した。

他に質問はあるか。

ないようであれば、この案件についても適正に執行されていると結論づける。

【案件9】

アップライトピアノの購入

（事務局）

資料2－9をお願いします。

審議案件9番、アップライトピアノの購入についてである。

本件は、児童館6館に設置しているピアノの経年劣化に伴い、アップライトピアノ6台を購入したものである。

入札に当たって、予定価格300万円以上、1千万円未満の物品買入れのため、練馬区品買入れ等の入札参加資格等に関する要綱に基づき6者を指名し、指名競争入札を実施した。

アップライトピアノ購入の入札結果から説明する。

1ページ、入札（見積）経過調書詳細（物品）をご覧ください。

本件の入札に当たっては6者を指名している。1者が不参、応札した5者のうち、株式会社サクライ楽器が245万6,400円、税込み270万2,040円、落札率●●%で落札した。

抽出理由について説明する。

落札率が低くなっている理由を確認したいとのことである。

まず、本件の予定価格であるが、楽器等の購入の実績がある区内事業者2者から参考品を示した上で下見積りを取得し、低廉な価格の下見積りを予定価格として設定した。

落札率が低くなっている理由であるが、3ページの仕様書をご覧ください。

項目2番「参考品、参考規格」に記載しているが、アップライトピアノ6台および付属品を購入するものであり、ヤマハB121というピアノを参考品として示している。

なお、項目6「その他（1）」に記載のとおり、参考品以外のものを納入する場合は同等品以上ということで、入札の質疑応答の方法により区の承認を得た場合は、参考品以外のものの納入も可能となっている。

今回は、カワイK-300という製品の申請があり、同製品について承認する旨を全者に対して回答している。

本件落札事業者であるが、参考品のヤマハB121の納入となっている。当該事業者から聞き取ったところ、同等品として認められたカワイK-300に関して、定価は同等程度であるものの、取り扱う事業者によって価格が相当抑えることが可能とのことである。

そのため、推測とはなるが同等品の納入を考えている事業者がいることを考慮し、一定の積算を見直して応札したことにより落札率が低くなったものと考えている。

説明は以上である。

（委員）

この件について質問、意見等があればお願いします。

（委員）

2者から下見積りを取り、安価な下見積価格を予定価格としたとのことだが、下見積り先の2者はどこか。

（子育て支援課長）

●●、●●の2者から下見積りを取った。

（委員）

どちらの価格を予定価格として採用したのか。

（子育て支援課長）

●●の下見積価格を採用した。

（委員）

2者から下見積りを取り、安価な●●の下見積価格を予定価格に設定した。

ヤマハB121を参考品として提示したが、カワイK-300を同等品として納入を承認するという状況となり、カワイK-300の場合はもっと価格が安く抑えられるということでサクライ楽器が積算を見直して、下見積価格から下げて応札したという理解でよいのか。

（事務局）

推測とはなるが、そのとおりと考えている。

（委員）

カワイK-300を当初から参考品に設定すれば予定価格を下げる事ができた気がするが、ヤマハB121を参考品にした理由は何か。

（子育て支援課長）

ヤマハB121を参考品とした理由は、今回、ピアノを更新しなかった児童館で同種の製品が多く設置されているためであり、メンテナンスを考慮した際、より効率的なメンテナンスができると判断し、同製品を参考品とした。

（委員）

ヤマハB121が児童館等で多く使われているということで、参考品にしたことは理解した。

カワイK-300が設置されている児童館は少ないのか。

ヤマハB121を設置している児童館が相当多いのであれば、メンテナンスのことを考えた場合、カワイK-300の納入を承認しないという判断でも妥当な気がする。カワイK-300の納入を承認した理由は何か。

（子育て支援課長）

メンテナンスは基本的に調律を行う程度である。依頼する際に、同種の機種の方がメンテナンスを行う事業者としては効率的であろうということでメンテナンスを一例に挙げたが、メンテナンス費用が1台当たり非常に高額ということではない。

今回は、定価ベースで同等の金額のものであれば、他社製品を承認しない理由はないと判断した。

（委員）

そうした場合、求める品質は似たようなものであれば、参考品以外のものでも参考品同等であればよいと最初から条件に入っていたのか。

（子育て支援課長）

そのとおり。

（委員）

落札事業者としては、より安価な同等品を探せる事業者がおり、その価格により応札する可能性を推測して、見積価格と応札価格にこれだけの差がついたということか。

（子育て支援課長）

見積りに関しては先ほど説明したが、実際の応札に関してはご指摘のとおりと認識している。

（委員）

承知した。他に何かあるか。

（委員）

見積価格は納入場所までの設置費用を含んだ金額でよいのか。

資料3ページによると、設置階数に関し、3階に設置する児童館が1館、2階に設置する児童館が4館、1階に設置する児童館は1館となっている。2階や3階にピアノを入れるのはとても大変な作業だと思う。

また、古いピアノの引取りは見積りに含まれていないのか。

（子育て支援課長）

見積価格には、購入した製品の搬入、設置費用および入れ替えとなる老朽化したピアノの処分費用を含めている。

（経理用地課長）

補足となるが、仕様書の項目6「その他（3）」に備品の移送費および引取りは受託者が負担することと記載している。

（委員）

他に質問はあるか。

ないようであれば、この案件についても適正に執行されていると結論づける。

<報告事項>

令和6年度前期入札・契約手続きの運用状況の報告について（資料7・8・9）
入札制度の見直し（資料10）

（事務局）

資料7、8、9、10に基づき説明

（委員）

総合評価方式の加点方式の見直しについて、加点される項目は、いずれも技術と全く関係ない項目での加点になるのか。

そうした場合、品質の確保という観点から問題ないのか。

（事務局）

今回の見直しにより、加点される項目は地域貢献等評価点だが、技術面の評価も依然として大きな要素としている。

一方で、区内事業者を育成していくという観点も必要だと考えている。特に建設業等は人手不足といった課題があるため、そのような課題に積極的に対応している事業者の受注機会を拡大して支援していく必要もあると考えている。

今回、地域貢献等評価点の配点を大きくしたが、それでも施工能力評価点の方が大きな割合を占めており、品質の確保には問題ないと考えている。

（委員）

承知した。他はいかがか。

（委員）

建設工事の入札参加条件の見直しに関して質問する。

建築を例とすると、Aランク、Bランクの入札参加条件は変えないが、Cランク以降は入札参加条件が変わっている。予定価格が上昇したこと、入札不調が増加傾向にあること、区内事業所の担い手の育成が理由として挙げられている。

例えば、Aランクと比較してCランクは施工能力が下と考えがちであるが、A、B、Cといったランクはあくまで予定価格により参加できる入札案件を区分するものという理解でよいのか。

（事務局）

ランクは事業者の技術力を基準としているものではないのかといったご指摘だが、ランク設定は、完成工事高が大きな要素になっている。

大きな工事を受けられる事業者は、企業規模が大きいことから技術者等の確保もできているといった側面もある。そのため、一般的には技術力が比較的高い部分もあると考えている。

今回の見直しの主眼であるが、予定価格の上昇傾向により、ランクが下位の事業者の入

札参加機会が大幅に減少してきている実情がある。

今後の区内の発注工事等を踏まえ、区内事業者の育成が必要と考えており、そのため、入札参加機会を与える必要があることから、各ランクで設定している参加可能な予定価格の上限の引上げを行っていくものである。

工事の内容によって、技術力を特に要する少額の案件は、工事所管と調整し、通常であればDランクの事業者を対象とした案件にAランクの事業者の参加を認めることも行っている。

（委員）

Aランク、Bランクの事業者が対象となる予定価格が大きい案件では、ランクの高い方が大規模工事を施工できる技術力が優れているだろうということが前提になっている。

Cランク以下の予定価格の上限が上がるということは、これまでの入札案件に比べ、予定価格が高額の入札案件に参加しやすくなると認識している。

一方、Cランク以下の事業者の技術力が工事規模と比較し、適切に担保されているか懸念している。そのあたりはどう考えているのか。

（事務局）

予定価格の上限が上がったことにより、比較的技術力の乏しい事業者が参入することによる質の担保ができるのかというご指摘だが、この10年間で予定価格が相当程度上昇しており、例えば、これまでは3千万円でできた工事が、現在では5千万円程度の費用を要するような状況も見受けられる。そのため、事業者のランクに応じた予定価格の上限設定により、対応できる技術力がありながら入札に参加できない事業者が生じるという状況が続いていたことから、その課題を解決したいという側面もある。

なお、予定価格は低いですが、技術力を特に要する工事は、下位ランクの案件であっても上位ランクの事業者を対象とすることも行っている。技術力が特に必要な工事にも配慮しながら入札を行っていきたいと考えている。

（委員）

報告事項について、他に質問等はあるか。質問がなければ、報告事項は終了とする。

次回の開催日程について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

現在の委員の任期は令和7年2月末で満了となるため、次期の手続きを行う予定である。年明けぐらいのご案内になるかと思う。就任のご同意いただいた後、改めて令和7年度定例会の日程について調整させていただきたい。

（委員）

他にないようであれば、令和6年度第2回入札監視委員会は、これにて終了する。